

しずおか Shizuoka Prefectural Newsletter

# 県民だより 6月号

特集

6月は土砂災害防止月間!  
未来の命を守るために  
今すぐに事前準備を!!!



県内で保護された犬

## その行動が家族を守る マイクロチップはペットと飼い主との絆

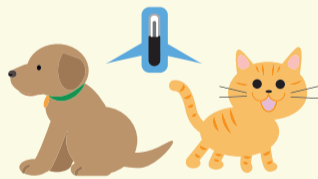
6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、マイクロチップ登録制度が始まります。もしもの時のために、家族であるペットの身元を証明し、守ってあげましょう。

### 🐾 ペットへの装着と登録をお願いします

6月1日よりブリーダーやペットショップで販売される犬猫にはマイクロチップの装着が義務付けられます。

【マイクロチップが装着された犬猫を家族に迎え入れた人】  
飼い主情報を変更登録する必要があります。

【すでに犬猫を飼っている人】  
義務ではありませんが、ペットの安全のため装着が推奨されます。



### 🐾 マイクロチップ、装着してよかった!

犬や猫と離れ離れになった時、チップに記録された番号から、飼い主を特定することができます。

**迷子対策** 散歩中に逃げてしまったなど、迷子の犬猫が保護されたとき、身元の確認ができます。

**盗難対策** チップ内の番号は改ざんや消去ができないため、有効な身元証明になります。

**災害対策** もしはぐれてしまっても、飼い主の元へ戻る確率が高くなります。



2016年の熊本地震では、マイクロチップを装着した迷子の犬のうち、**86%**が飼い主の元に戻ってきています!

### 🐾 マイクロチップとは?

- 直径1.4mm、長さ8.2mmの大きさで、注射器などを使用し動物病院で装着します。
- チップには15桁の番号が入っており、専用の機械で読み取ると、データベースから飼い主の情報を照会することができます。
- マイクロチップは20年以上犬猫に装着されてきましたが、これまでの実績から副作用による障害はほとんど報告されていません。
- 装着後は電池交換やメンテナンスの必要も一切ありません。



マイクロチップ



▲装着処置を受ける猫

**ペットを飼うことは命を預かることです。虐待や遺棄は犯罪です。飼い主には動物を健康で快適に、最期まで飼い続ける責任があります。人と動物が共生する社会を目指しましょう。**

マイクロチップについて詳しくはこちらから▶



【問い合わせ】 県衛生課 ☎054(221)2347 FAX 054(221)2342

6月14日～7月1日 県議会6月定例会 6月16日～6月21日 本会議(質問)/27日、28日 常任委員会



インターネット版県民だよりのご案内

パソコンでは「しずおか県民だより」で検索(音声による「こえの県民だより」もあります)  
スマートフォン 県民だよりをもっと深掘り! ふじのくにメディアチャンネル▶



県の推計人口(令和4年5月1日現在)

総数3,586,682人(前月比189人増)、世帯数1,498,213世帯(前月比4,666世帯増)